

指定管理者制度活用事業 評価シート

1. 基本事項

施設名称	南部地域療育センター	評価対象年度	令和6年度
事業者名	・事業者名 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 ・代表者名 佐川 道夫 ・住 所 川崎市高津区久地3-13-1	評価者	障害計画課地域療育担当課長
指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日	所管課	健康福祉局障害保健福祉部 障害計画課

2. 事業実績

各種サービスの実績

(人)

		令和5年度	令和6年度
通園療育	契約実人数	144	134
	利用延人数	9,357	8,313
外来診療	診療延人数	3,583	4,176
	評価訓練延人数	4,370	4,897
相談支援	新規相談者数	337	371
	相談支援契約実人数(※)	77	78

※障害児相談支援及び計画相談支援の契約実人数(年度末時点)

センター利用児童に対する関係機関訪問

①実施回数

(回)

	令和5年度	令和6年度
保育所	90	78
幼稚園等	20	17
学校	112	97
地域機関	76	72
その他	9	6
合計	307	270

②延べ実施職員数

(人)

	令和5年度	令和6年度
医師	0	3
ソーシャルワーカー	275	297
心理士	60	55
理学療法士	33	24
作業療法士	49	49
言語聴覚士	7	14
保育士	23	16
その他	0	0
合計	447	458

収支実績

収入

(円)

指定管理料	327,820,000
給付費収入	133,784,466
診療報酬	46,558,978
利用料金	1,556,942
その他	5,049,471
合計	514,769,857

差額合計

27,459,793 円

支出

(円)

人件費	355,366,301
事務費	109,040,678
事業費	18,402,765
その他	4,500,320
合計	487,310,064

サービス向上の取組

・常勤の児童精神科医師1名を配置することで、児童精神科初診数が大幅に増加(R5:296件、R6:489件)し、課題となっていた児童精神科初診の待機期間について、年度当初の「1年3～4か月」から「1～2か月」(年度末時点)に短縮され、適切な時期に児童精神科を受診できる体制を整備した。

・地域医療ネットワークの構築に向け、児童精神科医師が近隣の医療機関等(30か所)へ訪問し、顔の見える関係づくりと診療ニーズの抽出を行うとともに、「川崎市かかりつけ医等対応力向上研修」への講師派遣や、小児科医とのオンライン会議による後方支援等、地域の医療機関における発達障害児へ理解促進と支援力の向上を図った。また、新たに「川崎市南部エリア小児科講演会」を主催し、「かかりつけ医の発達障害診療」をテーマに講演会を実施した。

3. 評価（評価段階:5→1,標準:3,加点割合:5→100%,4→80%,3→60%,2→40%,1→0%）

分類	項目	着眼点	配点	評価段階	評価点
総合的な運営状況	利用者への支援	利用者に対する支援を着実に実施しているか	10	3	6
		利用者の障害特性に応じた個別支援等を実施しているか			
	事業成果	基本協定に規定する業務の範囲を適切に実施しているか	10	3	6
		指定管理施設としての事業目的を達成することができたか			
	(評価の理由) ・利用児童とその保護者への相談・診察・評価・療育等を着実に実施するとともに、地域の関係機関への専門的な助言等を行うことで、障害児の地域社会への参加、インクルージョンの推進に努めた。 ・通園部門においては、前年度から地域の保育所や幼稚園等への移行支援を積極的に実施したことで、地域機関と併行通園している児童が増加し、当該年度は通園利用児の約7割に及んだ。そのため、利用延児童数は減少したが、関係機関との連携強化に向け、訪問やカンファレンスによる情報共有を27回実施し、前年度よりも11回の増加となるなど、インクルージョンの推進に向けた取組を強化した。 ・外来診療部門においては、多職種が連携して障害特性に応じたグループを運営し、小学生以上の肢体不自由児を対象としたスポーツ活動や、1歳児の運動発達遅滞児等を対象としたプレ通園グループなど、通園療育の対象とならない児童のニーズに対応するとともに、保護者学習会や保護者同士の交流の機会を確保といった保護者支援の充実を図った。 ・地域支援部門においては、総合相談窓口として幅広い相談に対応するとともに、外国にルーツのある児童・保護者に対しても、医療通訳団体等と連携しながら適切かつ丁寧に相談支援を実施した。 ・基本協定に規定する業務を適切に実施し、本施設の設定目的を達成した。				
収支状況	支出状況	計画に基づく適正な支出が行われているか	5	3	3
		支出に見合う効果等が図られているか			
	収入状況	計画通りの収入が得られているか	5	3	3
		条例に基づく利用料等を適切に徴収しているか			
	適切な会計手続	会計基準に基づく会計処理がなされているか	5	3	3
事業収支に関して適正な会計処理が為されているか					
(評価の理由) ・予算執行にあたり、法人の規程及び経理規程細則に基づき適切に執行した。 ・現金について、小口現金出納帳や現金出納帳に基づき適正に取り扱った。 ・会計監査人による監査及び監事による監査を受け、適切な会計処理がなされた。					
サービス体制	適切なサービスの提供	提供すべきサービスが仕様書や実施計画等に基づいて適切に提供されたか	10	3	6
		利用者への支援を適時かつ十分に行っているか			
	サービス向上への取組み	現状分析、課題把握等を常に行っているか	5	4	4
		サービス向上に向けた取組みがなされているか			
	利用者の意見・要望への対応	意見・要望の収集方法を確立しているか	5	3	3
利用者からの要望や意見に対して、迅速かつ適切に対応しているか					
(評価の理由) ・仕様書に示す業務内容について、実施計画に基づき、滞りなく、適切に各種サービスを提供した。 ・子ども発達・相談センターや地域の関係機関と連携し、適時適切に相談支援を実施した。 ・常勤児童精神科医の配置に伴う初診待機期間の短縮により、児童の状況や保護者の不安感に応じた緊急的な診察や、ライフステージの切り替わりのタイミングでの再診察が可能となり、増加する児童精神科の診療ニーズに対応した。 ・早期から地域機関における生活に対応する力を身につけることを目指し、年度途中で2歳児の通園クラスを増やした。 ・発達障害の正しい理解の促進や特性に応じた対応や環境設定の工夫の伝達等を目的に、外部講師を招いた「保護者サロン」を年3回実施(延べ10人参加)するとともに、地域の関係機関を対象とした「地域講座」を年5回実施(延べ68人参加)した。 ・自主事業として、同法人が運営している保育園に対し心理士による訪問支援(年3回)と勉強会(年1回)を行った。保育に配慮が必要な児童への対応についての考え方や具体的な関わり方を助言することで、各園から成果が得られたとの報告を受けた。 ・サービス向上に向けては、日々の業務から把握する地域ニーズを係内で共有・検討した上で、月1回開催するセンター全体の調整会議内で各係(通園・外来診療・地域支援)の取組状況及び課題を報告し、センターとして取り組む課題を検討した。 ・小児科初診から各種評価及び専門外来までの流れを見直し、より効率的・効果的な運用に改善した。 ・心理評価の流れを整理し待機期間の短縮を図るとともに、業務の効率性を重視して評価と同日に実施していたフィードバックを評価と別日にするすることで、十分な審査時間及びスーパーバイザー等との検討時間が確保され、より質の高いフィードバックが可能となり、支援の充実を図ることができた。 ・次年度通園に入園する児童に対して、児童精神科医師による通園入園前健診を新たに実施し、新しい環境への保護者の不安を受け止めるとともに、医師から通園保育士への助言を行うことで、よりよい通園療育につなげた。 ・通園療育部門における保護者評価アンケートについては、回答者の約84%が「支援に満足している」との結果であった。また、実施方法を見直し、インターネット上のフォームを利用することで回答率が一定向上した(R5:61.8%,R6:69.6%)。相談支援契約者に対して独自に実施している利用者満足度調査については、提出先を事務局にすることで意見や要望のハードルを下げて広く聴取できるよう工夫したが、回答者数は減少した。					

組織管理体制	適正な人員配置	必要な人員が必要な場所に適切に配置されているか	5	3	3
	連絡・連携体制	所管課との連絡・連携が十分に図られているか			
	担当者のスキルアップ	業務知識や安全管理、法令遵守に関する研修等が行われているか	5	4	4
	安全・安心への取組	事故、犯罪、災害等から利用者を守ることができる適切な安全管理体制となっているか(人員配置、マニュアル、訓練等)	5	3	3
		緊急時の連絡体制を構築しているか			
	コンプライアンス	法令遵守のルール(規則・マニュアル等)と管理・監督体制が整備され、適切な運用が為されているか	5	2	2
適正な業務実施	職員の労働条件・労働環境	スタッフが業務を適正に実施するための、適切な労働条件や労働環境が整備されているか	5	3	3
	(評価の理由) ・ソーシャルワーカー1名が育児休業を取得し欠員が生じたが、支援が滞らないよう職員が協力して取り組んだ。 ・所管課との連絡・連絡体制については、副所長や各係長が窓口となり対応するとともに、年2回の運営調整会議等を通じて各種取り組みの状況や課題の共有を図った。 ・職員のスキルアップに向けては、内部研修として、「児童精神科医師勉強会」を月2回実施するとともに、リハビリテーション科医師を助言者とした「外来カンファレンス」を月1回程度行い、セラピスト、看護師、保育士が個別事例について医師の助言を受けながら支援方針の検討を行うことで、専門性の向上のみならず、多職種連携の強化につながった。また、外部研修については、医療的ケア児支援や難聴、摂食嚥下など様々な研修会に参加し、研修後に所内伝達研修を実施することで、職員全体の資質向上と支援力の向上を図った。 ・事故防止検討委員会を月1回定期開催し、事故報告書について検証、課題の整理を行い、改善策について現場に密着した視点で対応策等を協議し、センター内で周知を図るなど安全に対する意識の醸成に取り組んだ。 ・災害時等体制構築に向けては、各係ごとにLINEによる連絡体制を整え、緊急時対応マニュアルに基づいた対応等について職員に周知徹底した。 ・事故防止委員会や情報管理委員会等を設置し定期開催することで、事故が生じた際の適切な初期対応が実施できるよう、管理・監督に取り組んだ。 ・個人情報保護については、前年度に「個人情報流出再発防止プロジェクト」を立ち上げ、事故検証と再発防止策を徹底していたが、11月に個人情報を含む書類の誤交付の事故が発生した。今後も、再発防止に向けた検討と取組の徹底が求められる。 ・衛生委員会を月1回開催し、労働環境について確認し、また、年1回ストレスチェックを実施し、必要によりストレス度の高い職員に対し、産業医との面接が実施できる体制を確保した。 ・法人で設置する「内部通報・相談窓口」の案内掲示や、カスタマーハラスメント対応マニュアルの作成、防犯研修の実施等、職員が安全に安心して働ける環境づくりに取り組んだ。				
	施設・設備の保守管理	安全な利用に支障をきたすことのないよう、施設・設備の保守点検や整備等を適切に実施しているか	5	3	3
	管理記録の整備・保管	業務日誌・点検記録・修繕履歴等が適切に整備・保管されているか	5	3	3
	清掃業務	施設内及び外構の清掃が適切に行われ、清潔な美観と快適に利用できる環境を維持しているか	5	3	3
	警備業務	施設内及び敷地内の警備が適切に行われ、事件・事故・犯罪等の未然防止に役立っているか			
適正な業務実施	備品管理	設備・備品の整備や整頓、利用者が使用する消耗品等の補充が適切に行われているか	5	3	3
	(評価の理由) ・実際に使用しながら不具合等を確認し、必要な箇所について修繕を実施した。 ・定期保守点検については、委託業者による点検を実施した上で、点検ごとに書類をファイリングし、適切に保管した。 ・委託業者にて施設内外の清掃を実施し、快適に利用できる環境を維持した。 ・日中は警備員による警備体制を確保するとともに、夜間は機械警備により不審者の侵入防止等に努めた。 ・各部署からの請求に基づき必要な物品を庶務係で調達するとともに、常時必要な物品については倉庫で保管し、定期的な点検により不足分を補充した。				

4. その他加点

分類	項目	着眼点			評価点
その他 加 点	市の政策課題への取組	例) 第三者へ一部の業務委託を行う際、市内中小企業者の受注機会の確保・拡大 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組への協力 市制100周年に向けた取組 障害者の法定雇用率を超える雇用 など			0

4. 総合評価

評価点合計	61	評価ランク	C
-------	----	-------	---

評価点合計:100点満点,標準点:60点
評価ランク:A～E,標準::C,A→80点以上,B→70点以上80点未満,C→60点以上70点未満,D→50点以上60点未満,E→50点未満
A→特に優れている,B→優れている,C→適正である,D→改善が必要である,E→問題があり適切な措置を講じる必要がある。

5. 事業執行(管理運営)に対する全体的な評価

・本施設の指定管理者として第3期1年目を迎え、幅広い高度な専門性を確保し、適切なサービス提供を行うとともに、地域の障害児支援の中核機関として、関係機関との連携強化と地域の支援力向上に向けて取り組んだ。 ・特に当該年度は、長年課題とされていた「児童精神科の待機期間」の改善を図るため、常勤の児童精神科医を配置したことで、待機期間の短縮のみならず、地域の医療機関とのネットワーク構築や講演会の開催、研修講師派遣等により、地域の発達障害児への対応力向上に大きく貢献した。 ・サービスの向上に向けては、各職種や係の枠を超えて、これまでの相談や診療の流れを見直すことで、より効果的・効率的な運用方法の実施に至った。引き続き、効果検証を行いながら、適時適切に相談支援・診療・療育が提供される体制の構築を図ることで、より高度な専門的支援を必要とする障害児への支援の充実を期待する。
--

6. 来年度の事業執行(管理運営)に対する指導事項等

・児童福祉法の改正に伴い、児童発達支援センターの中核機能が明確化されたことから、引き続き、地域の関係機関との連携強化と支援力向上に向けた取組を推進すること。 ・各種法令を遵守し、個人情報保護や虐待防止に向け、組織全体で取組むこと。特に、個人情報管理に関する事故が毎年発生していることから、改めて再発防止策の徹底を職員へ周知し、事故が起こらないよう努めること。 ・利用者の意見聴取、意見反映によるサービスの向上に向けた取組を推進するため、保護者評価(アンケート)の回答率の向上に向けて取り組むこと。 ・引き続き、年度途中の退職や介護・育児休暇等に対する職員補充、人材確保に向け取組むこと。
